

別表第2（第3条関係）

放課後児童クラブの利用基準

【当該利用児童】

番号	事由	指数
1	小学1年生	25
2	小学2年生	20
3	小学3年生	15
4	小学4年生	10
5	小学5年生	5
6	小学6年生	5

【保護者】

番号	事由	項目	指数		
①	就労	被雇用 自営（主たる従事者） 自営（協力者）…右記指数から各－1	月150時間（1週あたり37.5時間）以上の就労を常態	9	
			月120時間（1週あたり30時間）以上の就労を常態	8	
			月100時間（1週あたり25時間）以上の就労を常態	7	
			月80時間（1週あたり20時間）以上の就労を常態	6	
			月64時間（1週あたり16時間）以上の就労を常態	5	
		内職	月120時間（1週あたり30時間）以上の従事を常態	6	
			月64時間（1週あたり16時間）以上の従事を常態	4	
就労先確定（就労先は確定しているが、就労時間等内容が未定の場合）			5		
②	妊娠・出産	出産予定日の3か月前から出産後8週を経過した日の月末まで	6		
③	疾病・障がい	病気療養 （医師診断）	1か月以上の入院又は入院見込みの場合	9	
			自宅療養 （1か月以上）	常時臥床	9
				精神性	7
				一般療養（安静を要する状態）	6
		障がい	一般療養（通院加療）	4	
			身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳所持	9	
身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳3級所持		7			
	身体障害者手帳4級以下所持	5			
④	親族の 介護・看護 ※1	1か月以上の入院付き添い	9		
		在宅介護	重度障害者の全介護（要介護認定5・4、身体障害者手帳1・2級の親族の介護）	9	
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を必要とする場合	6	
		障害児（者）の通学に常時付き添いをする場合	7		
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合	9		
⑥	就学	就学、技能取得のため外出を常態	※2		
⑦	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると認められる場合	9		
⑧	その他	不存在	死亡、離婚等のため不存在の場合	9	
		市長が特に保育が必要と認める場合		※3	

備考

- 保護者のそれぞれについて、本表より利用基準指数を求め、合算して当該世帯の指数とする。複数に該当する場合は最も高い指数とする。
- 就労・就学時間の算定にあたっては、休憩時間は就労・就学時間に含む。通勤・通学時間は含まない。
- ※1の対象者は、原則保護者からみて2親等以内の親族とする。
- ※2は番号①を準用する。
- ※3は番号①～⑦を準用する。

別表第3（第3条関係）

放課後児童クラブの調整基準

番号	項 目	指数
1	ひとり親世帯	3
2	父母のどちらかが県外等に単身赴任である世帯	1
3	申込児が身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を有する等、発達支援が必要な場合	1
4	同居（二世帯住宅や同一敷地内含む）の65歳未満の祖父母が保育することができないことの確認ができない場合	-5
5	市長が特に必要と認める場合	※1

備考

- (1) ※1は状況に応じて個別に判断する。
- (2) 児童相談所から保育の必要性を求める通知を受けた児童、又はこども家庭センターより保育の必要性が高いとの判断を受けた児童は、本表による調整指数は適用せず最優先とする。

別表第4（第3条関係）

同一指数世帯の優先順位（基準点と調整点の合計が同点の場合）

1	ひとり親世帯
2	申込児の学年が低い
3	兄弟姉妹が同時に同一施設を申し込み、入会決定している（する予定である）
4	保護者の利用基準指数の高い世帯（就労の指数が同点の場合は、13時30分～18時30分における勤務時間が長い世帯）